

# 平成30年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会

## 次 第

日 時 平成31年1月17日（木）  
午後2時10分～午後4時  
場 所 平塚市役所本館4階 410会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

#### （1）平塚市国民健康保険税条例の一部改正

①保険税率の見直し

諮問事項

②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

#### （2）平成31年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要

#### （3）その他

### 3 閉 会

# 医療保険制度改革の背景と方向性

## 1. 改革の背景

○**増大する医療費** **約40兆円**（毎年約1兆円増加）

H24国民医療費・・・前年比+6,300億円

- ①入院医療費の増・・・約6割(3,800億円)
- ②75歳以上の医療費の増・・・約7割(4,300億円)
- ③医療の高度化による医療費の増  
・・・がんの医療費の増(1,700億円)は医科医療費の増の3分の1

○**少子高齢化の進展による現役世代の負担増**

給付費・・・後期高齢者は若人の約5倍

○**国保の構造的な課題**（年齢が高く医療費水準が高い等）

## 2. 改革の方向性

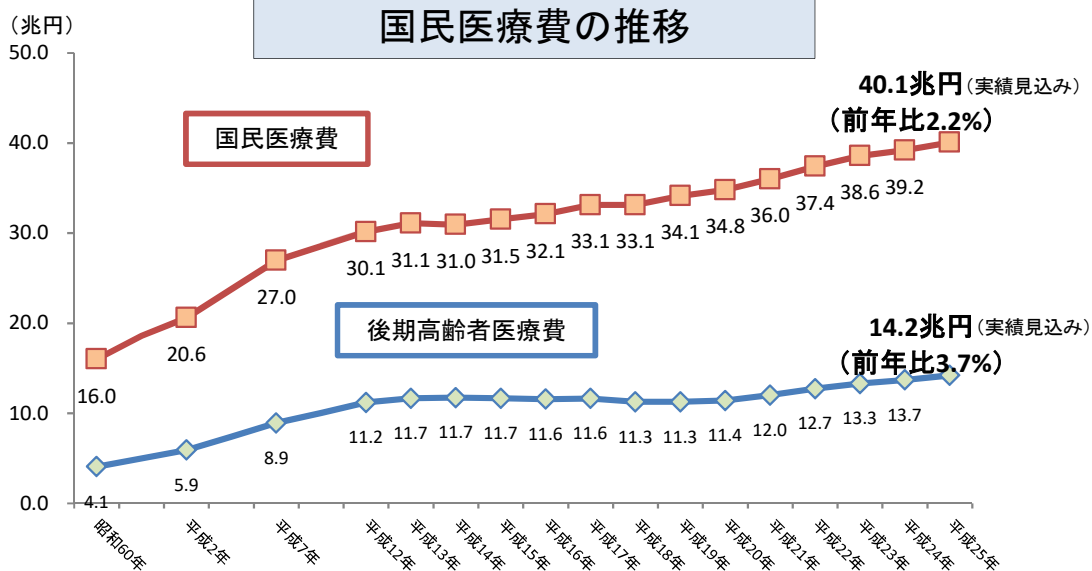
以下により、**国民皆保険を将来にわたって堅持**

①**医療保険制度の安定化**（国保、被用者保険）

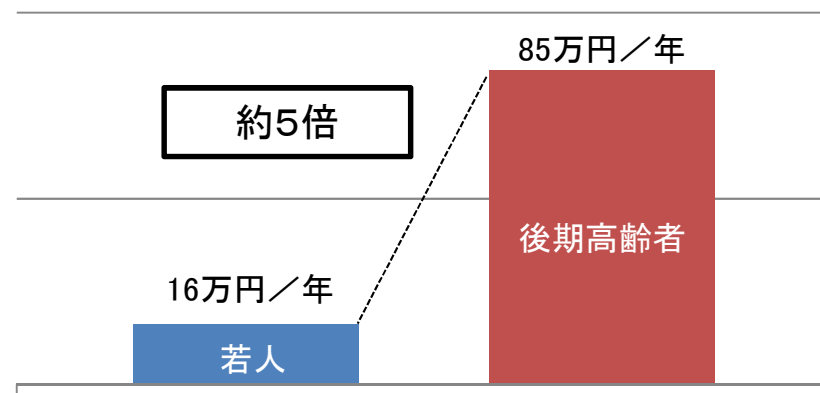
②**世代間・世代内の負担の公平化**

③**医療費の適正化**

- ・病床機能の分化・連携、入院医療の適正化、地域包括ケアの推進
- ・予防・健康づくりの推進、ICTの活用
- ・後発医薬品の使用促進



## 後期高齢者と若人の一人当たりの給付費



平成24年度の一人当たり給付費実績



# 改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

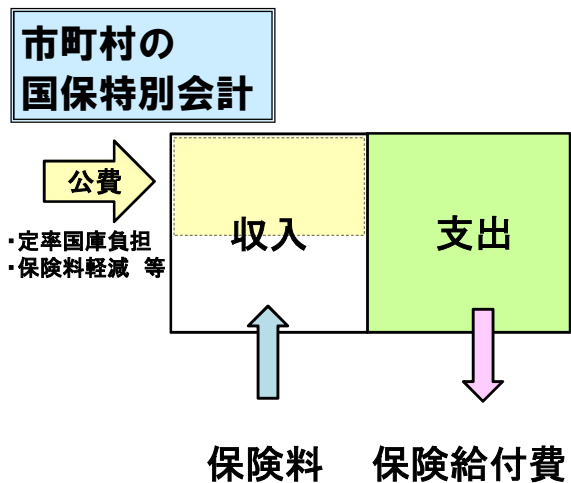
○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

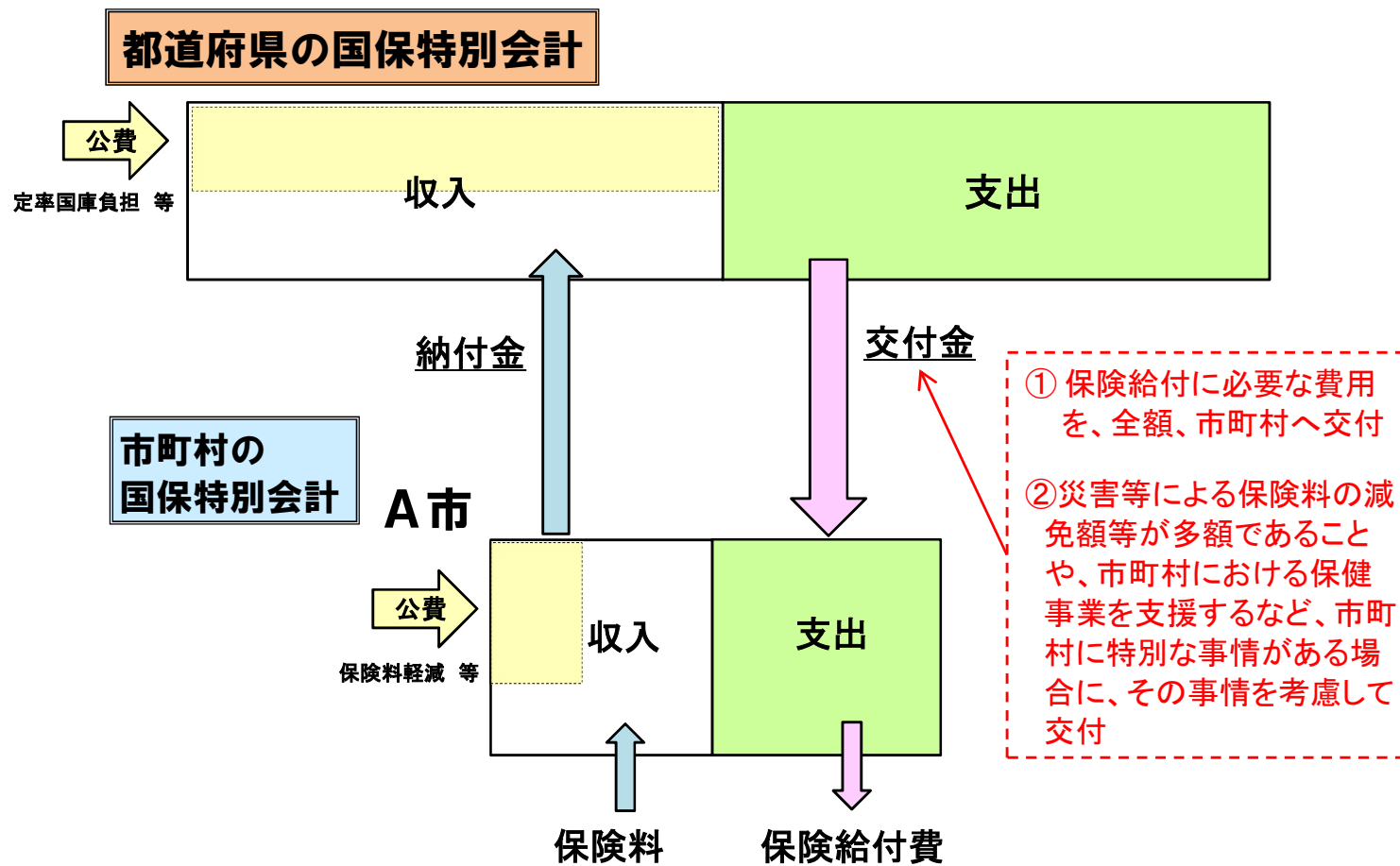
○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

現行



改革後



# 医療費に係る納付金の計算方法

## 納付金算定の仕組みを数式にした場合のイメージ(高額医療費等について加味)

$$\begin{aligned} \text{市町村の納付金の額} &= (\text{都道府県での必要総額}) \times \{ \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1 \} \\ &\quad \times \{ \beta \cdot (\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta) \\ &\quad \times \gamma \\ &\quad - \text{高額医療費負担金調整} \\ &\quad + \text{地方単独事業の減額調整分} \\ &\quad + \text{財政安定化基金の返済分・補填分 等} \end{aligned}$$

※1  $\alpha$  は医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数 ( $0 \leq \alpha \leq 1$ )

$\alpha = 1$  の時、医療費水準を納付金額に全て反映。

$\alpha = 0$  の時、医療費水準を納付金額に全く反映させない(都道府県内統一の保険料水準)。

※2  $\beta$  は所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数であり、都道府県の所得水準に応じて設定することを原則とする。

※3 都道府県で保険料水準を統一する場合に、例外的に、収納率の多寡で保険料率が変化しないよう収納率の調整を行うことも可能とする仕組みとする。

※4  $\gamma$  は市町村の納付金額の総額を都道府県の必要総額に合わせるための調整係数

※5 後期高齢者支援金、介護納付金に係る費用については別途所得調整を行う算式により計算した後に納付金額に加算することとする。

# 標準保険料率を算定する考え方

○ 現状、国保の保険料は様々な要因(※)により差異が生じているため、他の市町村の保険料水準との差を単純に比較することは困難な状況。

※ 市町村ごとに年齢構成や医療費水準に差があること、保険料の算定方式が異なること、決算補てん等目的の法的外繰入を行っている市町村があること等

⇒ 都道府県が市町村ごとの標準保険料率を示すことにより、標準的な住民負担に見える化。

※ 将来的な保険料負担の平準化を進める観点から、都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模別の標準的な収納率等に基づき、標準保険料率を算定することとする。

(イメージ) ※A市とB町が同じ所得水準である場合

都道府県 標準保険料率	一人当たり医療費		市町村 標準保険料率	当該市町村の 保険料算定方式で 算出した場合	実際の保険料率 (市町村が決定)
	(年齢構成調整前)	(年齢構成調整後)			
所得割 8% 均等割 40,000円	A市: 380,000円	A市: 400,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市 所得割 10% 均等割 50,000円
	B町: 300,000円	B町: 240,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 30,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 23,000円 世帯割 10,000円	B町 所得割 5.8% 均等割 22,000円 世帯割 9,000円

全国統一ルールで算出した場合

年齢調整後の医療費水準に応じた負担

収納率向上等により、都道府県が示す数値より引き下げが可能

# 国保改革施行後の赤字解消に向けた道筋

## 赤字の主な要因

年度途中で医療費増や保険料収納不足等が発生するために、決算補填のための繰入を実施



保険料水準の引き下げのために一般会計繰入を実施



個別の保険料減免や地方単独事業の波及増補填のために一般会計繰入を実施



## 解消に向けた道筋

納付金・保険給付費等交付金の仕組みの導入や財政安定化基金の創設により、年度中の財政は安定化し繰り入れの必要性は大幅に減少

都道府県が、標準保険料率を示すことにより、保険料が見える化。あるべき保険料水準やその要因を把握等も踏まえ、法定外繰入の計画的・段階的な解消・削減を実施

個別の保険料減免及び地方単独事業の波及増補填のための一般会計繰入は、「決算補填等以外の目的」と整理



# 法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

都道府県に設置される  
国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保事業費納付金の徴収</li> <li>・国保運営方針の作成</li> </ul> <p style="text-align: right;">その他の重要事項</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表</li> </ul> <p>(*)「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」（平成27年2月12日国保基盤強化協議会）より</p>

市町村に設置される  
国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付</li> <li>・保険料の徴収</li> </ul> <p style="text-align: right;">その他の重要事項</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表(任意)</li> </ul>

## (参考) 改正後の国民健康保険法 (抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

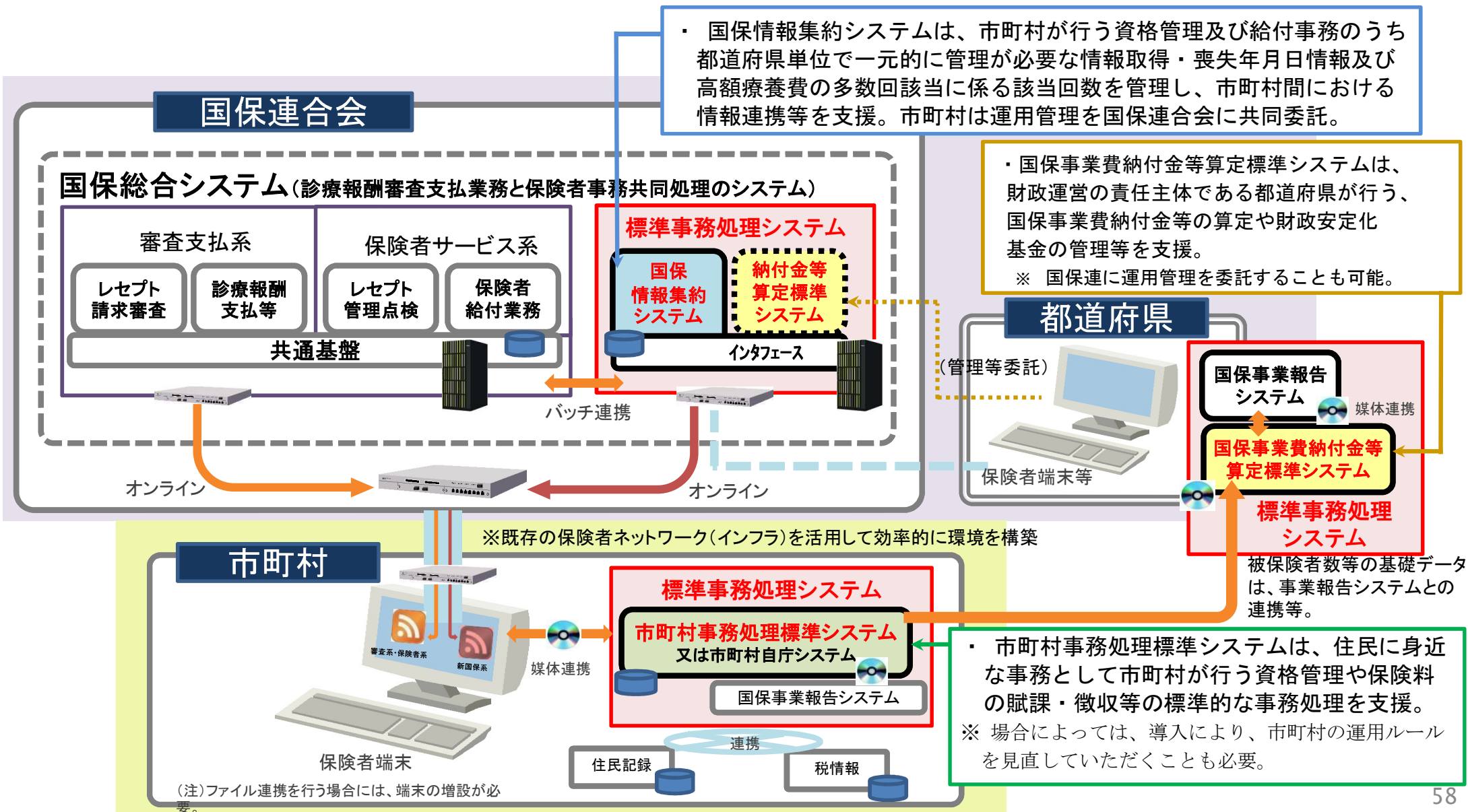
3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。



# 国保保険者 標準事務処理システムの連携(イメージ)

- 国保保険者標準事務処理システムの各システムは、連携して、法令に基づく保険者の標準的な事務処理を支援する。また、都道府県の定める国保運営方針に基づき、地域の実情に応じた柔軟な運営が可能となるようパラメータ設定を可能とする。
- 資格管理や保険料の賦課、給付管理を適正かつ効率的に行うため、市町村の住基・税システム及び国保連合会の国保総合システムとの連携を前提に構築する。



・ 国保情報集約システムは、市町村が行う資格管理及び給付事務のうち都道府県単位で一元的に管理が必要な情報取得・喪失年月日情報及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数を管理し、市町村間における情報連携等を支援。市町村は運用管理を国保連合会に共同委託。

・ 国保事業費納付金等算定標準システムは、財政運営の責任主体である都道府県が行う、国保事業費納付金等の算定や財政安定化基金の管理等を支援。  
※ 国保連に運用管理を委託することも可能。

・ 市町村事務処理標準システムは、住民に身近な事務として市町村が行う資格管理や保険料の賦課・徴収等の標準的な事務処理を支援。  
※ 場合によっては、導入により、市町村の運用ルールを見直していただくことも必要。

平塚市国民健康保険税条例の一部改正の概要  
国民健康保険税率の見直し

1 諮問事項

(1) 税率

(医療分) 基礎課税額の税率に関する改正 (第7条第1項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現 行	5.79%	24,010 円	19,450 円
改定後	<b>5.95%</b>	<b>25,330 円</b>	<b>19,090 円</b>

※ 特定世帯の世帯別平等割額は 2 分の 1 の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は 4 分の 3 の額

(支援金分) 後期高齢者支援金等課税額の税率に関する改正 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現 行	2.08%	9,080 円	7,360 円
改定後	<b>2.23%</b>	<b>9,380 円</b>	<b>7,080 円</b>

※ 特定世帯の世帯別平等割額は 2 分の 1 の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は 4 分の 3 の額

(介護分) 介護納付金課税額の税率に関する改正 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割	世帯別平等割額
現 行	2.11%	11,550 円	6,170 円
改定後	<b>2.39%</b>	<b>12,380 円</b>	<b>6,100 円</b>

(2) 減額（低所得者の軽減措置）

国民健康保険税の減額に関する改正（第 11 条関係）

（医療分）

	7 割軽減		5 割軽減		2 割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	16,807 円	13,615 円	12,005 円	9,725 円	4,802 円	3,890 円
改定後	<b>17,731 円</b>	<b>13,363 円</b>	<b>12,665 円</b>	<b>9,545 円</b>	<b>5,066 円</b>	<b>3,818 円</b>

※特定世帯の世帯別平等割額は 2 分の 1 の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は 4 分の 3 の額

（支援金分）

	7 割軽減		5 割軽減		2 割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	6,356 円	5,152 円	4,540 円	3,680 円	1,816 円	1,472 円
改定後	<b>6,566 円</b>	<b>4,956 円</b>	<b>4,690 円</b>	<b>3,540 円</b>	<b>1,876 円</b>	<b>1,416 円</b>

※特定世帯の世帯別平等割額は 2 分の 1 の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は 4 分の 3 の額

（介護分）

	7 割軽減		5 割軽減		2 割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	8,085 円	4,319 円	5,775 円	3,085 円	2,310 円	1,234 円
改定後	<b>8,666 円</b>	<b>4,270 円</b>	<b>6,190 円</b>	<b>3,050 円</b>	<b>2,476 円</b>	<b>1,220 円</b>

※7 割軽減は、世帯の所得の合計額が 33 万円以下の場合

※5 割軽減は、世帯の所得の合計額が 33 万円を超え、33 万円 + (28 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所得者の数) 以下の場合

※2 割軽減は、上記軽減が受けられない世帯で、所得が 33 万円 + (51 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下の場合

平成31年度 予定税率

<b>必要な保険料総額</b> (単位:千円)	医療分 4,476,771	後期支援分 1,659,314	介護分 676,616	被保険者 58,252 人
<b>平成31年度 目標収納率</b>	医療分 91.19%	後期支援分 91.19%	介護分 86.82%	所得総額 42,674 百万円
<b>賦課割合</b>	応能割 53	応益割 47	均等割 32.2 68.5%	平等割 14.8 31.5%
<b>(参考) 30年度現在値</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	5.79%	24,010円	19,450円	43,460円
後期課税額	2.08%	9,080円	7,360円	16,440円
介護納付金課税額	2.11%	11,550円	6,170円	17,720円
	9.98%	44,640円	32,980円	77,620円
<b>平成31年度 予定税率</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	5.95%	25,330円	19,090円	44,420円
後期課税額	2.23%	9,380円	7,080円	16,460円
介護納付金課税額	2.39%	12,380円	6,100円	18,480円
	10.57%	47,090円	32,270円	79,360円
<b>現在値との差 (予定税率 - 現在値)</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.16%	1,320円	-360円	960円
後期課税額	0.15%	300円	-280円	20円
介護納付金課税額	0.28%	830円	-70円	760円
	0.59%	2,450円	-710円	1,740円

必要な保険料総額の差異(予定税率 - 標準税率)

単位:千円	医療分	後期支援分	介護分
	-231,016	-310	55,340
<b>被保険者・所得総額の差異(予定税率 - 標準税率)</b>			
被保険者	単位	所得総額	単位
1,337 人		2,804 百万円	

31年度予定税率と31年度標準保険料率の差異  
【予定税率 - 標準税率】

所得割税率	均等割額	平等割額
-0.31%	-1,305	-990
0.00%	-9	1
0.20%	1,021	500
-0.11%	-293円	-489円
		-782円

平成31年度 標準保険料率(市町村算定方式)(確定係数)

<b>必要な保険料総額</b> (単位:千円)	医療分 4,707,787	後期支援分 1,659,624	介護分 621,276	被保険者 56,915 人
<b>標準収納率</b>	医療分 89.64%	後期支援分 89.64%	介護分 89.64%	所得総額 39,870 百万円
<b>賦課割合</b>	応能割 53	応益割 47	均等割 32.2 68.5%	平等割 14.8 31.5%
<b>(参考) 30年度現在値</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	5.79%	24,010円	19,450円	43,460円
後期課税額	2.08%	9,080円	7,360円	16,440円
介護納付金課税額	2.11%	11,550円	6,170円	17,720円
	9.98%	44,640円	32,980円	77,620円
<b>平成31年度 標準保険料率</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.26%	26,635円	20,080円	46,715円
後期課税額	2.23%	9,389円	7,079円	16,468円
介護納付金課税額	2.19%	11,359円	5,600円	16,959円
	10.68%	47,383円	32,759円	80,142円
<b>現在値との差 (31標準保険料率 - 現在値)</b>	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.47%	2,625円	630円	3,255円
後期課税額	0.15%	309円	-281円	28円
介護納付金課税額	0.08%	-191円	-570円	-761円
	0.70%	2,743円	-221円	2,522円

平成31年度 標準保険料率(市町村算定方式)(確定係数)

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,707,787	後期支援分 1,659,624	介護分 621,276	被保険者 56,915 人
標準収納率	医療分 89.64%	後期支援分 89.64%	介護分 89.64%	所得総額 39,870 百万円
賦課割合	応能割 53	応益割 47	均等割 32.2 68.5%	平等割 14.8 31.5%
(参考) 30年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	5.79%	24,010円	19,450円	43,460円
後期課税額	2.08%	9,080円	7,360円	16,440円
介護納付金課税額	2.11%	11,550円	6,170円	17,720円
	9.98%	44,640円	32,980円	77,620円
平成31年度 標準保険料率	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.26%	26,635円	20,080円	46,715円
後期課税額	2.23%	9,389円	7,079円	16,468円
介護納付金課税額	2.19%	11,359円	5,600円	16,959円
	10.68%	47,383円	32,759円	80,142円
現在値との差 (31標準保険料率-現在)	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.47%	2,625円	630円	3,255円
後期課税額	0.15%	309円	-281円	28円
介護納付金課税額	0.08%	-191円	-570円	-761円
	0.70%	2,743円	-221円	2,522円

平成31年度 標準保険料率(市町村算定方式)(仮係数)

必要な保険料総額の差異(確定係数-仮係数)			
単位:千円	医療分	後期支援分	介護分
	-186,564	-33,972	-36,090
被保険者・所得総額の差異(確定係数-仮係数)			
被保険者	単位	所得総額	単位
0 人		0 百万円	

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,894,351	後期支援分 1,693,596	介護分 657,366	被保険者 56,915 人
標準収納率	医療分 89.64%	後期支援分 89.64%	介護分 89.64%	所得総額 39,870 百万円
賦課割合	応能割 53	応益割 47	均等割 32.2 68.5%	平等割 14.8 31.5%
(参考) 30年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	5.79%	24,010円	19,450円	43,460円
後期課税額	2.08%	9,080円	7,360円	16,440円
介護納付金課税額	2.11%	11,550円	6,170円	17,720円
	9.98%	44,640円	32,980円	77,620円
平成31年度 標準保険料率	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.51%	27,690円	20,876円	48,566円
後期課税額	2.28%	9,582円	7,224円	16,806円
介護納付金課税額	2.32%	12,019円	5,925円	17,944円
	11.11%	49,291円	34,025円	83,316円
現在値との差 (31標準保険料率-現在値)	所得割税率	均等割額 (被保険者割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.72%	3,680円	1,426円	5,106円
後期課税額	0.20%	502円	-136円	366円
介護納付金課税額	0.21%	469円	-245円	224円
	1.13%	4,651円	1,045円	5,696円

確定係数による税率と仮係数による税率の差異 【確定係数-仮係数】			
所得割税率	均等割額	平等割額	
-0.25%	-1,055	-796	-1,851円
-0.05%	-193	-145	-338円
-0.13%	-660	-325	-985円
-0.43%	-1,908円	-1,266円	-3,174円

平成31年度税率案・標準税率（市町村方式）で算定した場合のモデル世帯保険税額

<モデル世帯>					
①	夫婦2人(40代)・子ども2人世帯、総所得250万円（妻年収0円）				
②	夫婦2人(40代)・子ども2人世帯、総所得200万円（妻年収0円、2割軽減世帯）				
③	夫婦2人(70歳)世帯、総所得80万円（妻年収0円、5割軽減世帯）				
④	単身世帯(70歳)、総所得30万円（7割軽減世帯）				

<世帯年税額比較>			
	現在	改正案	参考：標準
①	404,900	425,100	431,200
②	317,200	333,100	337,900
③	83,400	86,200	89,400
④	17,900	18,200	18,900

<現在・改正案 増減>	
増減%	増減額
5%	20,200
5%	15,900
3%	2,800
2%	300

<参考：現在・標準 増減>	
増減%	増減額
6%	26,300
7%	20,700
7%	6,000
6%	1,000

【現在の保険税率における世帯年税額】

①		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	125,643	45,787	45,136	
	均等割	96,040	23,100	36,320	
	平等割	19,450	6,170	7,360	
	計	241,100	75,000	88,800	404,900

②		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	96,693	35,237	34,736	
	均等割	76,832	18,480	29,056	
	平等割	15,560	4,936	5,888	
	計	189,000	58,600	69,600	317,200

③		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	27,213	0	9,776	
	均等割	24,010	0	9,080	
	平等割	9,725	0	3,680	
	計	60,900	0	22,500	83,400

④		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	0	0	0	
	均等割	7,203	0	2,724	
	平等割	5,835	0	2,208	
	計	13,000	0	4,900	17,900

【改正保険税率案における世帯年税額】

①		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	129,115	51,863	48,391	
	均等割	101,320	24,760	37,520	
	平等割	19,090	6,100	7,080	
	計	249,500	82,700	92,900	425,100

②		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	99,365	39,913	37,241	
	均等割	81,056	19,808	30,016	
	平等割	15,272	4,880	5,664	
	計	195,600	64,600	72,900	333,100

③		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	27,965	0	10,481	
	均等割	25,330	0	9,380	
	平等割	9,545	0	3,540	
	計	62,800	0	23,400	86,200

④		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	0	0	0	
	均等割	7,599	0	2,814	
	平等割	5,727	0	2,124	
	計	13,300	0	4,900	18,200

【参考：標準保険料率（市町村方式）における世帯年税額】

①		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	135,842	47,523	48,391	
	均等割	106,540	22,718	37,556	
	平等割	20,080	5,600	7,079	
	計	262,400	75,800	93,000	431,200

②		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	104,542	36,573	37,241	
	均等割	85,232	18,174	30,045	
	平等割	16,064	4,480	5,663	
	計	205,800	59,200	72,900	337,900

③		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	29,422	0	10,481	
	均等割	26,635	0	9,389	
	平等割	10,040	0	3,540	
	計	66,000	0	23,400	89,400

④		医療分	介護分	後期支援分	合計
	所得割	0	0	0	
	均等割	7,991	0	2,817	
	平等割	6,024	0	2,124	
	計	14,000	0	4,900	18,900

【現在の保健税率】

	医療分	介護分	後期支援分
所得割	5.79%	2.11%	2.08%
均等割	24,010	11,550	9,080
平等割	19,450	6,170	7,360

【改正保険税率案】

	医療分	介護分	後期支援分
所得割	5.95%	2.39%	2.23%
均等割	25,330	12,380	9,380
平等割	19,090	6,100	7,080

【参考：標準税率（市町村方式）】

	医療分	介護分	後期支援分
所得割	6.26%	2.19%	2.23%
均等割	26,635	11,359	9,389
平等割	20,080	5,600	7,079

## 平成31年度の国保事業費納付金(本係数・仮係数)の比較

## 1 本係数納付金と仮係数納付金の比較

種類	単位	31本	31仮	差	前年比
総額	円	7,494,112,461	7,717,023,389	-222,910,928	-2.89%
医療分	円	5,181,238,030	5,386,887,204	-205,649,174	-3.82%
一般分	円	5,179,522,570	5,385,171,744	-205,649,174	-3.82%
退職分	円	1,715,460	1,715,460	0	0.00%
後期分	円	1,671,276,190	1,662,705,583	8,570,607	0.52%
一般分	円	1,670,647,027	1,662,076,420	8,570,607	0.52%
退職分	円	629,163	629,163	0	0.00%
介護分	円	641,598,241	667,430,602	-25,832,361	-3.87%

介護分は一般分と退職分の合算

## 2 前年度本係数(≒現年度9月補正予算)との比較

種類	単位	31本	30本	前年差	前年比
総額	円	7,494,112,461	7,569,283,545	-75,171,084	-0.99%
医療分	円	5,181,238,030	5,132,757,931	48,480,099	0.94%
一般分	円	5,179,522,570	5,110,673,469	68,849,101	1.35%
退職分	円	1,715,460	22,084,462	-20,369,002	-92.23%
後期分	円	1,671,276,190	1,781,633,798	-110,357,608	-6.19%
一般分	円	1,670,647,027	1,776,743,516	-106,096,489	-5.97%
退職分	円	629,163	4,890,282	-4,261,119	-87.13%
介護分	円	641,598,241	654,891,816	-13,293,575	-2.03%

## 参考

## 前年度の仮係数と本係数の差

種類	単位	30本	30仮	前年差	前年比
総額	円	7,569,283,545	7,607,032,818	-37,749,273	-0.50%
医療分	円	5,132,757,931	5,191,467,632	-58,709,701	-1.13%
一般分	円	5,110,673,469	5,169,383,170	-58,709,701	-1.14%
退職分	円	22,084,462	22,084,462	0	0.00%
後期分	円	1,781,633,798	1,750,384,815	31,248,983	1.79%
一般分	円	1,776,743,516	1,745,494,533	31,248,983	1.79%
退職分	円	4,890,282	4,890,282	0	0.00%
介護分	円	654,891,816	665,180,371	-10,288,555	-1.55%

## 消費税関係

仮係数では、消費税の影響は含まれていない。

本係数で、消費税の影響が含まれたが、診療報酬改定に影響がなかった。

## 参考

平成26年度引上げ時(5%→8%)の対応

+1.36%の診療報酬改定を実施

+0.63%の介護報酬改定を実施

+3%の消費税引上げに対して改定を実施(平成31年度は+2%)

4月施行であったため3月-2月診療分(1年分)に対して改定(31年度は10月施行)



## 平塚市国民健康保険税条例の一部改正の概要 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

### 1 改正の要旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者の国民健康保険税の軽減判定所得の基準を引き上げます。

#### (1) 5割軽減基準額

【現行】

33万円（基礎控除額） + 27.5万円 × 被保険者数

【改正後】

33万円（基礎控除額） + 28万円 × 被保険者数

#### (2) 2割軽減基準額

【現行】

33万円（基礎控除額） + 50万円 × 被保険者数

【改正後】

33万円（基礎控除額） + 51万円 × 被保険者数

#### (3) 国民健康保険税条例参考例に基づく改正

基礎控除後の総所得金額を基礎課税限度額を超えた場合の対応を追加します。

### 2 改正の理由等

平成30年12月21日に平成31年度税制改正の大綱が閣議決定され、この中に、前記1に記載する内容の記述が盛り込まれました。

この軽減判定所得の基準につきましては、地方税法で政令の定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなっています。したがって、当該大綱を受けた地方税法施行令の一部改正があった場合には、これに合わせて本市国民健康保険税条例を改正する必要があります。

当該政令は、例年、3月末に公布され、4月1日から施行されます。当該政令の公布を待って直ちに条例を改正、公布し、4月1日に施行するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長の専決処分により対応することとします。

### 3 施行日

平成31年4月1日

### 4 課税限度額の引き上げについて

課税限度額は、医療分が58万円から3万円引き上げ61万円になります。後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円は同額のままで、総額は93万円から96万円になります。国民健康保険税の調定額が約1200万円増加する効果を見込んでいます。

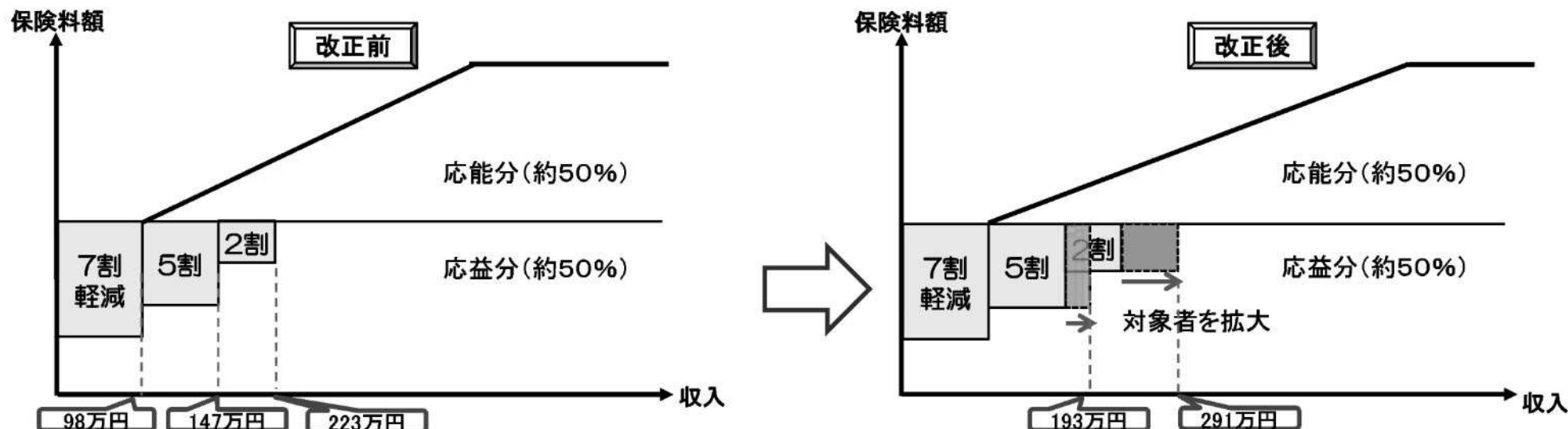
なお、平塚市国民健康保険税条例では、課税限度額を地方税法に規定されている法定限度額に合わせるように定めているため、課税限度額に関して条例の改正は行いません。

# 国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

○ 平成26年度に国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を拡大。

【平成31年度所要額(公費) 612億円】

## <国民健康保険制度の場合>



### 《具体的な内容》

※ 給与収入、三世帯の場合

#### ① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(25年度)	基準額	33万円+35万円 × 被保険者数	(給与収入 約223万円、三世帯)
(26年度)	基準額	33万円+45万円 × 被保険者数	(給与収入 約266万円、三世帯)【軽減対象の拡大】
(27年度)	基準額	33万円+47万円 × 被保険者数	(給与収入 約274万円、三世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
(28年度)	基準額	33万円+48万円 × 被保険者数	(給与収入 約278万円、三世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
(29年度)	基準額	33万円+49万円 × 被保険者数	(給与収入 約283万円、三世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
(30年度)	基準額	33万円+50万円 × 被保険者数	(給与収入 約287万円、三世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
(31年度)	基準額	33万円+51万円 × 被保険者数	(給与収入 約291万円、三世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】

#### ② 5割軽減の拡大 ... 現在、二世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(25年度)	基準額	33万円+24.5万円 × (被保険者数-世帯主)	(給与収入 約147万円、三世帯)
(26年度)	基準額	33万円+24.5万円 × 被保険者数	(給与収入 約178万円、三世帯)【軽減対象の拡大】
(27年度)	基準額	33万円+26万円 × 被保険者数	(給与収入 約184万円、三世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
(28年度)	基準額	33万円+26.5万円 × 被保険者数	(給与収入 約186万円、三世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
(29年度)	基準額	33万円+27万円 × 被保険者数	(給与収入 約188万円、三世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
(30年度)	基準額	33万円+27.5万円 × 被保険者数	(給与収入 約190万円、三世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
(31年度)	基準額	33万円+28万円 × 被保険者数	(給与収入 約193万円、三世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】

## <後期高齢者医療制度の場合>

後期高齢者医療制度においても同様の見直しを行う

## 平成 3 1 年度平塚市国民健康保険事業特別会計の

### 当初予算案と事業の概要

- ・国民健康保険制度改革の2年目の予算です。県が財政運営の責任主体となり、市町村が納付する国民健康保険事業費納付金と、県が交付する保険給付費等交付金で、財政の「入り」と「出」を管理するようになります。

#### 総額

- ・平成31年度当初予算案の歳入歳出総額は、前年度比2. 2%減、6億2, 000万円減の272億3, 000万円となります。
- ・被保険者数の減少により、歳入・保険税、歳出・保険給付費などが減少しています。

#### 歳入

##### 国民健康保険税

- ・平成30年度の国保制度改革に伴い導入された標準税率を参考に、保険税率を見直します。
- ・保険税率の見直しにもかかわらず、被保険者数の減少により、1. 5%減になります。特に、退職分の減が大きくなっています。歳入全体に占める割合は約20%です。

#### 県支出金

- ・国、社会保険診療報酬支払基金、県からの交付金等が合算され、歳入で最大の費目になります。歳入全体の約70%を占めます。

#### 繰入金

- ・他会計繰入金は、国民健康保険標準システムの構築や窓口外部委託などにより職員給与費等繰入金が増額したものの、その他一般会計繰入金(法定外繰入金)の減少が大きく、前年度比で31. 1%減、1億1, 937万円余減の23億80万円余です。
- ・その他一般会計繰入金を計画的・段階的に削減するための、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入の削減目標計画」を平成30年度に策定し、32年度までの3年間で、決算補てん分の法定外繰入金を全て削減する予定です。平成31年度は計画通り、前年度比で45. 3%減、2億2, 283万円余減の2億6, 899万円としました。一方で、国・県が認める「保険料及び一部負担金の減免額」「地方単独事業の医療給付費波及増等」については、繰入金を当面、継続します。

- ・保険税の負担を緩和するため、市国民健康保険基金繰入金を取り崩し、1億5000万円取り崩します。

## 歳出と主な事業

### 総務管理費

#### 国民健康保険庶務事業

- ・効果的・効率的な業務遂行のため、業務分担を見直す組織改正を平成31年4月からします。保険税担当にある国民健康保険の資格に係る業務を給付担当へ移管するとともに、名称を給付担当から資格給付担当に変更します。業務移管に合わせて、国民健康保険庶務事業費と徴税費を組み替えています。
- ・平成31年度から開始予定の外部委託事業の委託費を計上しています。国民健康保険事業のうち、主に参加・脱退などの資格業務、高額療養費等の給付業務などで外部委託を始めます。業務引継・研修などを経て、10月ごろから窓口業務が始まる見込みです。
- ・平成32年度運用開始予定の市町村事務処理標準システム導入のため、委託費を計上(30年度・31年度の継続事業)
- ・被保険証の更新 平成31年度から、被保険者証と高齢受給者証を一体化し、利用しやすくします。また、被保険者証の個人番号化に対応するため、有効期限を2年から1年に変更します。

### 徴税費

収納率向上に向けた取組を強化します。

- ・徴収嘱託員を3人減員し、滞納整理事務嘱託員を3人採用する予定です。
- ・催告状の発送を年2回から年4回に増加する予定です。

### 保険給付費

- ・被保険者数の減少に伴い、減少しています。歳出全体の約70%を占めます。

### 国民健康保険事業費納付金

- ・医療給付費などの見込み額から、国や県の公費で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して、県が市町村ごとに決定します。市町村は保険税などにより、納付金を納めます。

### 保健事業費 特定健康診査・特定保健指導事業

- ・特定健康診査の実施期間を3月末までから1月末までに繰り上げる予定です。平成28年度から3月末までに延長しましたが、受診率向上の効果がなく、冬季が医

療機関の繁忙期に当たることなどから、見直します。

- 受診勧奨ダイレクトメール(DM)の見直し 圧着はがき DM 年2回を、封書(受診歴あり)はがき(受診歴なし)の2種類で年1回とし、継続受診対策を強化します。

平成31年度当初予算案総括表 [対平成30年度当初予算]

単位 千円

科目	31年度当初		30年度当初		比較		説明
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率	
<b>国民健康保険税</b>	5,447,328	20.0%	5,531,135	19.8%	-83,807	-1.5%	現年度分と滞納繰越分(前年度以前に課税されたが、納められず翌年度以降に繰り越された税)の保険税
一般被保険者国民健康保険税	5,440,645		5,500,195		-59,550	-1.1%	
現年課税分	5,129,505		5,193,568		-64,063	-1.2%	
医療給付費	3,398,785		3,443,212		-44,427	-1.3%	一般被保険者現年度分
後期高齢者支援金分	1,254,278		1,280,361		-26,083	-2.0%	
介護納付金分	476,442		469,995		6,447	1.4%	
滞納繰越分	311,140		306,627		4,513	1.5%	
医療給付費	219,960		224,796		-4,836	-2.2%	一般被保険者滞納繰越分
後期高齢者支援金分	55,498		49,787		5,711	11.5%	
介護納付金分	35,682		32,044		3,638	11.4%	
退職被保険者等国民健康保険税	6,683		30,940		-24,257	-78.4%	
現年課税分	2,928		25,875		-22,947	-88.7%	
医療給付費	1,730		15,582		-13,852	-88.9%	退職被保険者等現年度分
後期高齢者支援金分	620		5,784		-5,164	-89.3%	
介護納付金分	578		4,509		-3,931	-87.2%	
滞納繰越分	3,755		5,065		-1,310	-25.9%	
医療給付費	2,790		3,407		-617	-18.1%	退職被保険者等滞納繰越分
後期高齢者支援金分	311		776		-465	-59.9%	
介護納付金分	654		882		-228	-25.9%	
<b>一部負担金</b>	20	0.0%	20	0.0%	0	0.0%	支払猶予で、市に納める一部負担金
<b>国庫支出金</b>	10	0.0%	10	0.0%	0	0.0%	
国庫補助金	10		10		0	0.0%	
災害臨時特例補助金	10		10		0	0.0%	東日本大震災に伴う東電福島原発事故に関して、保険税の減免と一部負担金等の減免の特例措置による負担増額などを補助するために交付
<b>県支出金</b>	18,976,570	69.7%	19,568,614	70.3%	-592,044	-3.0%	
県補助金	18,976,570		19,568,614		-592,044	-3.0%	
保険給付費等交付金	18,976,570		19,568,614		-592,044	-3.0%	
普通交付金	18,595,218		19,201,003		-605,785	-3.2%	療養の給付など保険給付に必要な費用に対する交付金
特別交付金(保険者努力支援分)	50,733		48,329		2,404	5.0%	後発医薬品使用割合や特定健診の受診率など保険者としての努力を行う市町村に対する交付金
特別交付金(特別調整交付金分(市町村分))	115,395		68,991		46,404	67.3%	国の特別調整交付金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金
特別交付金(県繰入金(2号分))	142,964		189,679		-46,715	-24.6%	都道府県繰入金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金
特別交付金(特定健康診査等負担金)	72,260		60,612		11,648	19.2%	特定健康診査・特定保健指導に対する交付金
財政安定化基金交付金	0		0		0		県財政安定化基金からの交付金
<b>繰入金</b>	2,450,801	9.0%	2,420,174	8.7%	30,627	1.3%	平塚市一般会計からの繰入金
他会計繰入金	2,300,801		2,420,174		-119,373	-31.1%	
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	848,502		870,787		-22,285	-2.6%	保険税(均等割・平等割)の負担緩和に対する繰入れ。県分を含む。
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	512,647		517,104		-4,457	-0.9%	保険税(均等割・平等割)の減額対象者の数に応じた繰入れ。国・県分を含む。
職員給与等繰入金	564,477		425,936		138,541	32.5%	歳出の総務費に充てられる
出産育児一時金等繰入金	47,600		56,000		-8,400	-15.0%	歳出の出産育児一時金に充てられる
国保財政安定化支援事業繰入金	58,585		58,518		67	0.1%	歳出の国民健康保険事業費納付金に充てられる
その他一般会計繰入金	268,990		491,829		-222,839	-45.3%	《法定外繰入金》決算の補てん、保険税の減免などに充てられる
市国民健康保険基金繰入金	150,000						平塚市国民健康保険基金からの繰入金
<b>繰越金</b>	300,000	1.1%	300,000	1.1%	0	0.0%	前年度からの繰越金
<b>諸収入</b>	55,271	0.2%	30,047	0.1%	25,224	83.9%	保険税の延滞金など
延滞金、加算金及び過料	30,030		7,030		23,000	327.2%	
一般被保険者延滞金	30,000		7,000		23,000	328.6%	
退職被保険者等延滞金	10		10		0	0.0%	
一般被保険者加算金	10		10		0	0.0%	
退職被保険者等加算金	10		10		0	0.0%	
雑入	25,241		23,017		2,224	9.7%	
一般被保険者第三者納付金	21,977		20,564		1,413	6.9%	
退職被保険者等第三者納付金	40		40		0	0.0%	
一般被保険者返納金	3,010		1,867		1,143	61.2%	
現年分	3,000		1,500		1,500	100.0%	
滞納繰越分	10		367		-357	-97.3%	
退職被保険者等返納金	2		10		-8	-80.0%	
現年分	1		5		-4	-80.0%	
滞納繰越分	1		5		-4	-80.0%	
療養給付費等負担金(過年度分)			10		-10		
療養給付費等交付金(過年度分)			10		-10		平成30年度だけの時限的措置のため廃止
特定健康診査等負担金(過年度分)			10		-10		
指定公費負担医療立替交付金	210		506		-296	-58.5%	
その他雑入	2				2		
<b>市債</b>	0	0.0%	0		0		
財政安定化基金貸付金	0		0		0		県財政安定化基金からの貸付金
<b>歳入合計</b>	27,230,000	100.0%	27,850,000	100.0%	-620,000	-2.2%	



平成31年度当初予算案総括表 [対平成30年度当初予算]

単位 千円

科目	31年度当初		30年度当初		比較		説明
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率	
<b>総務費</b>	564,477	2.1%	425,936	1.6%	138,541	32.5%	
<b>総務管理費</b>	502,753		282,030		220,723	78.3%	
一般管理費	500,137		279,844		220,293	78.7%	
職員給与費	200,333		198,486		1,847	0.9%	人件費
国民健康保険庶務事業	299,804		81,358		218,446	268.5%	資格管理、保険給付、システム保守などの事務費
国民健康保険団体連合会負担金	2,616		2,186		430	19.7%	国民健康保険団体連合会への負担金
徴税費	61,123		143,155		-82,032	-57.3%	保険税業務の費用
運営協議会費	601		751		-150	-20.0%	運営協議会の費用
<b>保険給付費</b>	18,688,654	68.6%	19,307,045	69.3%	-618,391	-3.2%	
<b>療養諸費</b>	16,227,286		16,743,294		-516,008	-3.1%	
一般被保険者療養給付費	15,960,718		16,346,806		-386,088	-2.4%	一般被保険者が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
退職被保険者等療養給付費	15,532		131,393		-115,861	-88.2%	退職被保険者等が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
一般被保険者療養費	193,815		206,952		-13,137	-6.3%	一般被保険者が診療、治療用器具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
退職被保険者等療養費	2,115		1,373		742	54.0%	退職被保険者等が診療、治療用器具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
審査支払手数料	55,106		56,770		-1,664	-2.9%	レセプト点検の手数料
<b>高額療養費</b>	2,367,582		2,457,309		-89,727	-3.7%	
一般被保険者高額療養費	2,361,518		2,431,701		-70,183	-2.9%	一般被保険者高額療養費は平成31年度から細分化
一般被保険者高額療養費	2,358,518				2,358,518		一般被保険者が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額療養費(外来年間合算)	3,000				3,000		【新】70歳以上の一般被保険者が1年間に支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
退職被保険者等高額療養費	5,078		24,567		-19,489	-79.3%	退職被保険者等が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額介護合算療養費	863		815		48	5.9%	
退職被保険者等高額介護合算療養費	123		226		-103	-45.6%	
移送費	350		400		-50	-12.5%	
一般被保険者移送費	250		250		0	0.0%	
退職被保険者等移送費	100		150		-50	-33.3%	
<b>出産育児諸費</b>	71,436		84,042		-12,606	-15.0%	
出産育児一時金	71,400		84,000		-12,600	-15.0%	
審査支払手数料	36		42		-6	-14.3%	
葬祭諸費	22,000		22,000		0	0.0%	
<b>国民健康保険事業費納付金</b>	7,586,512	27.9%	7,607,036	27.3%	-20,524	-0.3%	県に納める医療給付費等にかかる納付金
<b>医療給付費分</b>	5,253,211		5,191,469		61,742	1.2%	
一般被保険者医療給付費分	5,251,495		5,169,384		82,111	1.6%	
退職被保険者等医療給付費分	1,716		22,085		-20,369	-92.2%	
<b>後期高齢者支援金等分</b>	1,664,695		1,750,386		-85,691	-4.9%	
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,664,065		1,745,495		-81,430	-4.7%	
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	630		4,891		-4,261	-87.1%	
<b>介護納付金分</b>	668,606		665,181		3,425	0.5%	
介護納付金分	668,606		665,181		3,425	0.5%	
<b>共同事業拠出金</b>	1	0.0%	3	0.0%	-2	-66.7%	退職者医療共同事業への拠出金
共同事業拠出金	1		3		-2	-66.7%	
<b>保健事業費</b>	307,046	1.1%	229,992	0.8%	77,054	33.5%	
<b>保健事業費</b>	71,223		23,899		47,324	198.0%	医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知などの費用
保健普及費	11,523		6,899		4,624	67.0%	
病院事業費	59,700		17,000		42,700	251.2%	
<b>特定健康診査等事業費</b>	235,823		206,093		29,730	14.4%	特定健診・人間ドックなどの費用
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	217,023		185,690		31,333	16.9%	
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	18,800		20,403		-1,603	-7.9%	
<b>市国民健康保険基金積立金</b>	30,000	0.1%	0	0.0%	30,000		平塚市国民健康保険基金への積立金
<b>諸支出金</b>	50,310	0.2%	276,988	1.0%	-226,678	-81.8%	還付金・返還金など
<b>償還金及び還付加算金</b>	50,100		276,482		-226,382	-81.9%	
一般被保険者保険税還付金	47,000		34,000		13,000	38.2%	
退職被保険者等保険税還付金	280		300		-20	-6.7%	
償還金(国県支出金返還金)			110,662		-110,662		国県支出金の前年度超過交付分に係る返還金。平成30年度で終了。
償還金(保険給付費等交付金償還金)	1,000				1,000		【新】保険給付費等交付金の前年度超過交付分に係る返還金。
一般被保険者保険税還付加算金	1,800		1,500		300	20.0%	
退職被保険者等保険税還付加算金	20		20		0	0.0%	
療養給付費等交付金償還金			130,000		-130,000		療養給付費等交付金の前年度超過交付分にかかる返還金。平成30年度で終了。
指定公費負担医療立替金	210		506		-296	-58.5%	
<b>予備費</b>	3,000	0.0%	3,000	0.0%	0	0.0%	
<b>財政安定化基金拠出金</b>	0						【新】災害等のため県の財政安定化基金拠出金を借り入れた際の返還金
<b>公債費</b>	0						
<b>財政安定化基金償還金</b>	0						【新】保険税不足等のため県の財政安定化基金を借り入れた際の償還金
<b>歳出合計</b>	27,230,000	100.0%	27,850,000	100.0%	-620,000	-2.2%	
<b>歳入歳出差引額</b>	0		0				



## 予算用語の説明

### 歳入

#### 1 国民健康保険税

保険税として納められる現年度分（該当年度に課税される分）と滞納繰越分（前年度以前に課税されたが未納の分）の額。歳出・国民健康保険事業費納付金の財源となる。目的により、医療給付費分（国民健康保険の医療負担分）・後期高齢者支援金分（現役世代から後期高齢者医療制度への支援）・介護納付金分（40歳以上65歳未満の介護保険2号被保険者の介護納付金分）の3つに分かれる。

【関連】歳出・保険給付費、歳出・国民健康保険事業費納付金

#### 2 一部負担金

貧困その他特別な理由で、一部負担金を医療機関ではなく保険者が徴収するとした後、徴収を猶予でき、猶予期間後に一部負担金を納めてもらうための費目。一部負担金は療養の給付にかかる費用のうち、給付を受ける受給者が負担すべき費用の一部（通常は医療機関で請求される金額）。

#### 3 国庫支出金

##### (1)災害臨時特例補助金

東日本大震災などによる保険税の減免と一部負担金等の減免の特例措置による負担増額などを補助するための補助金。

#### 4 県支出金

##### (1)保険給付費等交付金

###### ① 普通交付金

保険給付にかかる市町村の費用を都道府県国民健康保険特別会計から交付する。国・県・社会保険診療報酬支払基金などの交付金等と、県内市町村の国民健康保険事業費納付金が財源となっている。市町村の財政状況その他の事業に応じた財政調整の役割も持つ。

【関連】歳出・保険給付費（出産育児諸費・葬祭諸費を除く）、歳出・国民健康保険事業費納付金

###### ② 保険者努力支援分

特定健診などの実施状況、税の収納率などを指標にして、保険者として努力する市町村などに交付される交付金。

###### ③ 特別調整交付金（市町村向け）

災害など市町村の特殊事情による財政難を調整するために交付される国からの交付金。

###### ④ 都道府県繰入金（2号分）

県一般会計から県国保会計への繰入金は保険給付費の9%。このうち3パーセントが2号分で、国民健康保険制度改革に伴う激変緩和措置2%と市町村の事業評価分1%に充てられる。残りの6%が1号分で、県特別会計に入り、県全体の納付金に充てられ、保険税を下げている。

###### ⑤ 特定健康診査等負担金

特定健康診査・特定保健指導に対する国・県の負担金。国 1/3・県 1/3。

【関連】 歳出・保健事業費・特定健康診査等事業費

(2) 財政安定化基金交付金

市国民健康保険事業の財源が大規模災害など特別な事情により不足する場合、都道府県が設置する財政安定化基金から、財源不足額の 1/2 以内が交付される。交付額の 1/3 を市が補填し、残りは国が 1/3、県が 1/3 補填する。

【関連】 歳入・市債

5 繰入金

平塚市一般会計や国民健康保険基金からの繰入金。

(1) 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）

応益割(均等割・平等割)の軽減額を都道府県(地方交付税を充てる)が 3/4、市町村が 1/4 を負担する。

【関連】 歳入・国民健康保険税

(2) 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）

中間所得者層を中心に保険料を軽減するため、応益割の軽減対象となった被保険者数に応じて、国が 1/2、都道府県が 1/4、市町村が 1/4 を負担する。

【関連】 歳入・国民健康保険税

(3) 職員給与費等繰入金

職員給与費・事務費などを、市の一般財源から繰り入れ、負担する。

【関連】 歳出・総務費

(4) 出産育児一時金等繰入金

出産育児一時金の給付額に対して 2/3 を国が補助する。

【関連】 歳出・保険給付費・出産育児一時金

(5) 国保財政安定化支援事業繰入金

保険者の責めに帰することができない低所得者や病床、高齢者の数が特に多いことによる国民健康保険財政への負担に対して、国から地方交付税で措置される。

(6) その他一般会計繰入金

国民健康保険法などに根拠がない繰入金。本市の場合は、保険料を軽減する財政補てんのための繰入金。財政補てんのための繰入金は、段階的・計画的に削減・解消すると県国民健康保険運営方針で定められている。

(7) 基金繰入金

市国民健康保険基金を取り崩した繰入金。【関連】 歳出・基金積立金

6 繰越金

前年度からの繰越金。前年度の歳入総額－前年度の歳出総額と等しい。

7 諸収入

保険税の延滞金や、他保険に異動した被保険者の療養給付費の返納金など。

## 8 市債

### (1) 財政安定化基金貸付金

市国民健康保険事業の財源が税収不足などにより不足する場合、都道府県が設置する財政安定化基金から、財源不足額を無利子で借りる。原則として、借り入れた市が翌々年度から3年間で全額を返還する。

【関連】歳入・県支出金・財政安定化基金交付金

## 歳出

### 1 総務費

【関連】歳入・繰入金・職員給与費等繰入金

#### (1) 一般管理費

職員給与費・システム委託料や通信運搬費など国民健康保険事業の全般的な事務費。

#### (2) 国民健康保険団体連合会負担金

業務を委託する国民健康保険団体連合会の負担金。

#### (3) 徴税費

保険税通知書・督促など保険税徴収の費用。

#### (4) 運営協議会費

国民健康保険運営協議会の費用。

### 2 保険給付費

【関連】歳入・県支出金・普通交付金

#### (1) 療養諸費

##### ①療養給付費

診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払う費用。

##### ②療養費

一般被保険者または退職被保険者が診療、治療用装具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給する費用。

##### ③審査支払手数料

診療報酬請求書などレセプトの点検手数料。

#### (2) 高額療養費

一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給する費用。

#### (3) 移送費

移動が著しく困難な状態で、医師の判断により、病院などへ緊急に移送する費用。

#### (4) 出産育児諸費

被保険者の出産に際し、出産育児一時金に係る費用。

【関連】歳入・繰入金・出産育児一時金等繰入金

(5) 葬祭諸費

被保険者の葬祭に際し、葬祭費に係る費用。

3 国民健康保険事業費納付金

医療給付費等の見込みを立てた上で、国からの交付金などで賄われる部分を除いた額。県が決定する。市町村の所得水準や医療費水準が反映され、標準保険税率の算定基礎となる。

【関連】歳入・国民健康保険税

(1) 医療給付費分

国民健康保険の保険給付費の費用。

(2) 後期高齢者支援金等分

後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金）。

(3) 介護納付金分

介護保険制度に対して拠出する支援金。

4 共同事業拠出金 国保制度改革に伴い平成 30 年度から縮小

保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業は廃止。平成 30 年度以降も継続する退職者医療共同事業の拠出金。

5 保健事業費

(1) 保健事業費

医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知などの費用。

(2) 特定健康診査等事業費

特定健康診査や特定保健指導などの費用。

【関連】歳入・県支出金・特別交付金（特定健康診査等負担金）。

6 基金積立金

平塚市国民健康保険基金に積み立てる費用。

【関連】歳入・繰入金・基金繰入金

7 諸支出金

被保険者への国民健康保険税の還付金とその還付加算金、県への償還金など。

【関連】歳入・国民健康保険税

8 予備費

予備の費用

## 国民健康保険事業の運営に関する協議会についての法令等

### 国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### 国民健康保険法施行令(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 (中略)

3 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等被保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(略)

## 国民健康保険運営協議会についての条例規則

### 平塚市国民健康保険条例（抜粋）

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

2 前項に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、規則で定める。

### 平塚市国民健康保険運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、平塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第15号)第2条第2項の規定に基づき、国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員が辞職しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

（会長）

第3条 協議会の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会議）

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、健康・こども部保険年金課で処理する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

【参考資料】 平成 30 年度 世帯ごとの保険税額算出方法

＜医療分＞ (A)+(B)+(C)	
項目	内容・税率等
(A)所得割額	(平成29年1月～12月の総所得金額等－基礎控除額33万円) × 5.79%
(B)均等割額	1人あたり 24,010円 × 加入者数
(C)平等割額	1世帯あたり 19,450円

課税限度額 58万円・・・(A)～(C)の合計額が58万円を超えるときは、58万円が年税額となります。



＜後期支援分＞ (1)+(2)+(3)	
項目	内容・税率等
(1)所得割額	(平成29年1月～12月の総所得金額等－基礎控除額33万円) × 2.08%
(2)均等割額	1人あたり 9,080円 × 加入者数
(3)平等割額	1世帯あたり 7,360円

課税限度額 19万円・・・(1)～(3)の合計額が19万円を超えるときは、19万円が年税額となります。



＜介護分＞ (ア)+(イ)+(ウ) 40歳～64歳の方のみ	
項目	内容・税率等
(ア)所得割額	(平成29年1月～12月の総所得金額等－基礎控除額33万円) × 2.11%
(イ)均等割額	1人あたり 11,550円 × 加入者数(40歳～64歳の方の人数)
(ウ)平等割額	1世帯あたり 6,170円

課税限度額 16万円・・・(ア)～(ウ)の合計額が16万円を超えるときは、16万円が年税額となります。



## 1年間の保険税額

(所得の基準による保険税の軽減措置)

世帯の前年中の所得が一定の所得基準を下回っている場合、保険税の「均等割額」「平等割額」が下記の区分に応じて、7割・5割・2割軽減されます。

判定所得	判定区分	軽減割合
世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者 <sup>※1</sup> の前年中の総所得金額等 <sup>※2</sup> の合計額	33万円以下の世帯	7割
	33万円+ (27.5万円×国保加入者と特定同一世帯所属者の合算数) 以下の世帯	5割
	33万円+ (50万円×国保加入者と特定同一世帯所属者の合算数) 以下の世帯	2割

※1 特定同一世帯所属者：国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、同じ世帯に国保加入者がいる方のことです。ただし、継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。

※2 総所得金額等：上記の判定所得は、公的年金等特別控除の適用がある点や専従者控除前の所得・特別控除前の譲渡所得・基礎控除前の総所得金額等を使用する点で、所得割額の算定所得とは一部異なります。）